

全建事発第 161 号

令和 4 年 3 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する要請については、令和 4 年 1 月 6 日付け全建事発第 129 号により通知したところですが、今般、内閣総理大臣から各事業所管大臣に対して、事業者団体へ改めて価格転嫁への協力を働きかけるよう指示があったことを踏まえ、国土交通省より、標記について別添の周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和4年3月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について

先般、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に記載のとおり、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、必要な対応を図るよう周知したところです。

今般、総理から各事業所管大臣に対し、別添のとおり、この3月が価格交渉時期の中心であることを踏まえ、事業者団体に対して改めて価格転嫁への協力を働きかけるよう指示がありました。

指示にもあるとおり、原材料価格等が上昇している現下の状況において、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるよう、中小企業等の円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

また、建設工事の注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反するおそれがあります。

貴団体におかれでは、こうした背景や、建設業法の趣旨も踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め対応を図るよう、会員企業に対して、改めて周知方をお願いいたします。

価格交渉時期における転嫁対策の取組強化について

令和四年三月四日（金）閣僚懇
内閣総理大臣発言要旨

一 現下の世界情勢の下、原油や原材料価格が上昇し、我が国の輸入物価や国内企業物価も上昇している一方、消費者物価の上昇はこれまで限定的であり、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるよう、中小企業等の円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

二 政府は、昨年十一月に閣議了解を行い、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、取組を進めているところです。

三 特に、この三月が価格交渉時期の中心であることを踏まえ、事業所管省庁においては、所管業種の転嫁状況を的確に把握し、事業者団体に対して改めて価格転嫁への協力を働きかけるようお願いします。

四 また、公正取引委員会及び中小企業庁が集中的に状況把握を行いますので、御協力をお願いします。